

呉市内中小企業・小規模事業者向け

呉市 脱炭素化 設備等導入補助金

脱炭素経営に資する設備導入計画策定や設備導入に係る経費及びそれに付随する経費の一部を補助します。

①設備導入計画策定補助

【補助対象経費】

脱炭素経営に資する設備導入計画策定に係る経費
(専門家によるコンサルティング経費等)

【申請期間】※1

令和8年5月18日(月)～7月10日(金)

補助率

補助対象経費の2/3

補助上限額

200万円

②設備導入補助

※①の補助を受けた方が対象

【補助対象経費】

設備導入計画で位置付けた設備導入に係る経費
(設備撤去に係る費用は除く)

【申請期間】※2

令和8年5月18日(月)～12月24日(木)

補助率

補助対象経費の2/3

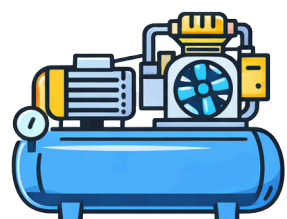
補助上限額

500万円

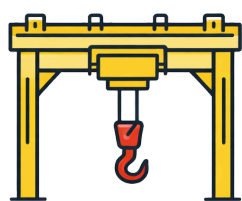
※1 設備導入計画策定の補助については、申請期間終了後、脱炭素経営促進事業事務局による申請内容の審査に合格して採択・交付決定となります。
また、予算上限に達しない場合には、追加募集します。

※2 設備導入の補助については、申請があり次第、脱炭素経営促進事業事務局による申請内容の審査を行い、合格したもののから順に随時、採択・交付決定となります。

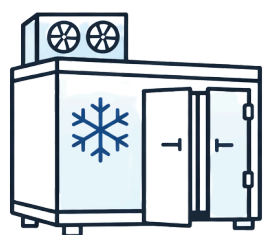
本補助金で導入・更新した設備例



コンプレッサ



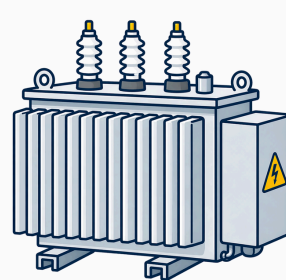
ホイスト



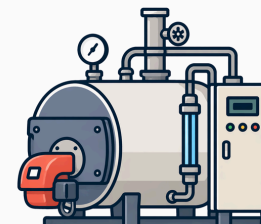
冷蔵庫・冷凍庫



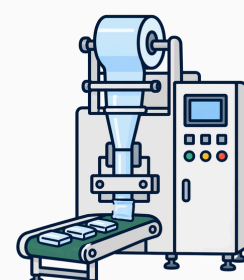
LED



変圧器



ボイラ



包装機

問合せ先 脱炭素経営促進事業事務局 (しんきん地域創生ネットワーク株式会社)

TEL: 050-1751-8850 / MAIL: kure-cn@e-scb.co.jp

補助金交付決定までの流れ



ご不明な点は脱炭素経営促進事業事務局までお問い合わせください。

【問合せ先】

TEL 050-1751-8850

MAIL kure-cn@e-scb.co.jp

脱炭素経営促進事業事務局へ申請書類一式を持参、郵送またはEメールによりご提出ください。

申請期間終了後、脱炭素経営促進事業事務局により、審査を行います。

脱炭素経営促進事業事務局による審査に合格して、補助採択された後に、交付決定となります。

呉市脱炭素化設備等導入補助金イメージ

設備導入計画策定補助

CO2 排出量算定や、エネルギー専門家による省エネ診断、脱炭素設備導入計画の策定支援

設備導入補助

現状把握

- ✓CO2 排出量算定
- ✓省エネ診断 など

計画策定

- ✓事業者が策定した設備導入計画のブラッシュアップ
- ✓脱炭素経営に向けた設備導入計画の策定・完成
- ✓エネルギー運用改善に向けたアドバイス

脱炭素化設備導入

受付申請に必要な書類

- ・呉市脱炭素化設備等導入補助金交付申請書
- ・実施計画書（様式例は HP 参照）
- ・補助対象経費に係る見積書
- ・会社案内、パンフレット
- ・法人の全部事項証明書（写し）
- ・市税の滞納のない証明書（写し）
- ・暴力団排除に関する誓約書

申請書類提出先

【Eメールの場合】

脱炭素経営促進事業事務局
kure-cn@e-scb.co.jp

【持参・郵送の場合】

呉信用金庫 地域貢献部
〒737-8686 広島県呉市本通2-2-15
(受付時間：平日9:00-17:00)



呉市 脱炭素

補助金の詳細、要綱等は
HPよりご確認ください。

